

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	株式会社コンヴァノ
【英訳名】	Convano Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上四元 絢
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 藤田真也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町2番14号N.E.S.ビルS棟B3F
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長上四元 絢は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

当社グループは、ネイル事業を中核としつつ、コンサルティング事業、ヘルスケア事業、インベストメント&アドバイザリー事業を新たな事業の柱と位置づけ、事業ポートフォリオの多角化を推進していることから、各事業拠点における売上高が事業活動の規模を示す最も適切な指標と判断し、連結売上高を重要な事業拠点の選定指標として採用しております。具体的には、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、連結売上高の概ね2/3に達している当社及び連結子会社3社を「重要な事業拠点」としました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金、棚卸資産及び人件費に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制には以下のとおり開示すべき不備が存在すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

(1) 開示すべき重要な不備の内容

当連結会計年度の決算及び監査のプロセスにおいて、当初公表した決算短信の数値に誤謬が判明し、その後の監査手続きの過程で重要な修正を行うとともに、訂正開示を2回行うこととなりました。

これは主として、以下の決算・財務報告プロセスに係る内部統制上の不備に起因するものです。

- (ア) 一連の決算開示プロセスが十分にコントロールできていなかったこと
- (イ) 決算処理マニュアルが十分に整備できていなかったこと
- (ウ) 決算処理における各種チェック・承認体制が十分に整っていないこと
- (エ) 決算開示における各種チェック・承認体制が十分に整っていないこと
- (オ) 経理決算体制（リソース）が必ずしも十分ではなかったこと

(2) 当連結会計年度末までに是正されなかった理由

当該不備は、当連結会計年度の決算・財務報告プロセスにおいて判明したものであり、当連結会計年度末日後に識別されたため、当連結会計年度末までに是正処理を完了することができませんでした。

(3) 重要な不備に対する是正方針

当社グループは、財務報告の信頼性を確保することの重要性を認識し、本不備を解消するため、以下の是正措置を講じてまいります。

1. CFO等の財務責任者の配置と決算開示プロセスのコントロールの強化（（ア）に対応）
2. 経理決算体制の増強（（オ）に対応）
3. 決算処理マニュアルの整備とチェック・承認プロセスの明確化（（イ）（ウ）に対応）
4. 開示チェックリストの整備とチェック・承認プロセスの明確化（（エ）に対応）

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。